地方職員共済組合団体共済部に係る平成26年度決算の要旨の公告

地方職員共済組合定款第66条の規定に基づき、地方職員共済組合団体共済部に係る平成26年度決算の要旨を公告する。

平成27年6月19日

地方職員共済組合
理事長　河野　　栄

平成26年度決算の要旨

1　組合に属する関係団体の数は、288団体である。

2　団体組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

（単位：人・千円・円）

区　　分	組合員数	左の給料月額	一人当たり給料月額
長期給付事業	11,693	3,781,109	323,365
福祉事業	11,693	3,835,044	327,978

3　組合職員の数は、18人である。

4　各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

（単位：百万円）

区分＼経理単位	長期	業務	保健	貸付	基礎年金支払
（収　　入）					
負担金・掛金等	15,945	164	171	—	—
基礎年金交付金	618	—	—	—	—
他経理より繰入	—	103	—	—	—
利息・その他収入	5,444	1	0	100	—
基礎年金国庫金	—	—	—	—	668
前年度繰越支払準備金	0	—	—	—	—
前年度繰越長期給付積立金	149,050	—	—	—	—
計	171,057	268	171	100	668
（支　　出）					
給付金	14,986	—	—	—	667
役員報酬・職員給与	—	113	31	4	—
厚生費	—	—	108	—	—
支払利息	—	—	—	81	—
連合会払込金	439	—	—	—	—
基礎年金拠出金負担金	5,178	—	—	—	—
他経理へ繰入	103	—	—	—	—
その他の支出	2	245	22	13	1
次年度繰越支払準備金	1	—	—	—	—
次年度繰越長期給付積立金	150,348	—	—	—	—
計	171,057	358	161	98	668
差引当期利益金	—	△90	10	2	—
年度末支払準備金	1	—	—	—	—
年度末長期給付積立金	150,348	—	—	—	—
年度末剰余金	—	94	110	44	0

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　京都弁護士会

2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　南出喜久治
　登録番号　18832
　事務所　京都府京都市中京区新町通竹屋町下ル徹ビル２階

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年５月22日

平成27年６月３日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　沖縄弁護士会

2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　比嘉　正憲
　登録番号　13307
　事務所　沖縄県沖縄市園田１－１－18　比嘉正憲法律事務所

3　処分の内容　除名

4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年５月28日

平成27年６月３日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　倉田　大介
　登録番号　19323
　事務所　東京都港区新橋４－24－３　エムエフ新橋801　日比谷グリーン法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年６月３日

平成27年６月４日　　日本弁護士連合会